

令和4年度新入生の保護者（千葉県内在住）の皆様

「奨学のための給付金（早期給付）」制度について

※就学支援金、千葉県奨学資金とは異なる制度であり、それぞれ申請が必要です(併用可)。

全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう

令和4年度入学の高校生等のいる生活保護受給世帯又は、非課税世帯に対して、返還不要の給付金の一部(年額の1/4)を、早期に給付します。

(通常、7月頃から募集し10月末以降に年額を給付しております。
早期給付を希望しない場合でも、通常の募集で申請していただき要件を満たしていれば、年額を受給することができます。)

高校生等：①高等学校 ②中等教育学校後期課程 ③高等専門学校(1～3学年) ④専修学校高等課程、
⑤一部の専修学校一般課程 ⑥一部の各種学校 ⑦専攻科に在学する生徒

給付金は、授業料以外の教育費にお役立ていただけます。

(※生活保護受給世帯の場合は、使途について、担当ケースワーカーにご相談ください)



「チーバくん」

1 給付金の支給対象となる世帯

認定基準日(原則として令和4年4月1日)時点で、以下のすべての要件に該当し、早期給付を希望する世帯が対象となります。

- (1) 生活保護(生業扶助)受給している。又は、保護者等(父・母である場合は両方)の令和3年度道府県民税所得割と市町村民税所得割の両方が非課税であること。
※ 保護者の年収の合計が、270万円未満程度の世帯(4人世帯の場合)が該当します。
- (2) 保護者等が千葉県内に在住していること。
※ 県外に在住している場合には、在住している都道府県へ申請することとなります。
- (3) 高校生等が在学していること。

2 給付額

下記表の給付金額(年額の1/4の額※)が支給されます。

給付区分		給付金額(年額)
(1) 生活保護(生業扶助)受給世帯	①専攻科以外	8,075円(32,300円)
	②専攻科	12,625円(50,500円)
(2) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯((1) の世帯を除く)	①全日制・定時制(A)	28,525円(114,100円)
	②全日制・定時制(B)	35,925円(143,700円)
	③通信制・専攻科(C)	12,625円(50,500円)

「A」、「B」は、中学生を除く15歳以上23歳未満の兄弟姉妹が同じ世帯に扶養されているか等で決定されます。

※ 残りの3/4の額を受給するには再度申請が必要です。

→7/1 現在、生活保護(生業扶助)受給しているか、令和4年度の住民税も非課税であれば受給できます。7月以降に通常の給付金の募集を行いますので、再度申請してください。

※ 早期給付を希望しない場合でも、7/1 現在、生活保護(生業扶助)を受給しているか、令和4年度の住民税が非課税であれば年額を受給することができます。

→7月以降に通常の給付金の募集を行いますので、必ず申請ください。

3 申請手続等

申請を希望される方は、在学する学校から申請書類をとりよせ、記入の上、必要書類を添えて、学校に提出してください。

お問い合わせ先：

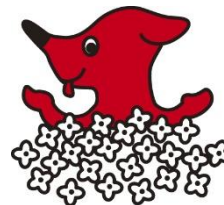
千葉県立流山高等学校 事務室 電話04-7153-3161
(平日 8:30~16:30)

申請書類提出期限

令和4年6月10日

給付時期：7月末(予定)

よくある質問



Q1 道府県民税所得割及び市町村民税所得割とは何ですか？非課税（0円～99円）かどうかは何を見て確認すればよいですか？

A1 個人住民税のうちの一部の税額を指します。「令和3年度(令和2年所得)課税証明書」等、以下の書類で確認できます。「所得割」が非課税であれば、「均等割」に課税されていても給付の対象になります。給与明細や源泉徴収票では確認することができませんのでご留意下さい。

- ・ 保護者等が給与所得者で勤務先以外からの収入がない場合は、市町村民税・県民税特別徴収税額通知書(5月から6月頃に勤務先から配布されております)
- ・ 市町村民税・県民税納税通知書(5月から6月頃に市町村から送付されております)
- ・ 課税証明書・非課税証明書(お住まいの市町村役場税務課で取得できます。また、証明書を発行する前に、保護者(親権者)全員の所得割が非課税であるかどうかは、窓口で確認することができます)

※確定申告書については、本給付金においては利用することができません。

Q2 保護者(親権者)の一方に収入がありません(または課税されるほどの収入を得ていません)。もう一方の保護者を扶養しており、配偶者控除の申告をしている場合でも、保護者2名分の個人番号カード等の写しを提出する必要がありますか。

A2 本給付金は、保護者(親権者)全員の所得割が非課税でなければ対象となりません。したがって、収入の有無にかかわらず、保護者(親権者)全員分の個人番号カード等の写しの提出が必要です。収入がゼロのため、今まで税の申告をしていない場合は、必ず税の申告をして下さい。

Q3 保護者(親権者)が別居しており、一方が千葉県、一方が他県に居住しています。本給付金の対象となりますか？

A3 A2のとおり、保護者(親権者)全員の所得割が非課税であること確認ができれば、対象となります。父母いずれも親権者であり、海外赴任のため父母いずれかの課税情報が確認できない場合には、給付の対象にならないため、申請できません。

また、千葉県と他県どちらに申請するかについては、基準日時点で、保護者(親権者)が当該世帯の生活の本拠と考えている県(千葉県か他県のどちらか)にお問合せ下さい。

Q4 高等学校等就学支援金(認定を受ければ授業料が実質無償になる制度)も申請しています。手続き上重複する書類は、写しの提出でよいですか？

A4 就学支援金を申請する際にマイナンバーカード等の写しを提出せずに、(非)課税証明書等、本給付金と共通する書類を提出している場合、その写しを本給付金の申請の為に添付していただいても構いません。なお、A2のとおり、就学支援金では提出が不要な控除対象配偶者分の(非)課税証明書等の提出も必要となりますのでご留意ください。